

## 12 食の安全・安心の推進について

(内閣府・厚生労働省・農林水産省)

平成16年2月、京都府丹波町で高病原性鳥インフルエンザが発生し、鶏肉・鶏卵の安全性について消費者の不安が生じ、大きくマスコミ報道されましたが、京都市では、鶏肉・鶏卵の安全性についての市民啓発や京都府に人的援助を行う等、全力を挙げて取り組んだところです。

この事件に先立ち、牛海綿状脳症の発生、食品中の残留農薬、健康食品による健康被害等、多くの食の安全・安心に関わる事件が発生したことを受け、平成15年5月に食品安全基本法が制定され、また、食品衛生法、と畜場法等が大幅に改正されました。

京都市ではこのことを受け、「京都市食品衛生監視指導計画」を制定し、また、公募により委員の一部を市民から登用した「京都市・食の安全推進協議会」を設置するなど、食の安全・安心のための施策を推進しているところです。

しかし、食の安全・安心を確保するためには広域、迅速、効率的な対応が必要であることは言うまでもなく、自治体単独では対応しきれないこともあります。全国的な食の安全・安心を推進するため、次のことを要望します。

## 要望事項

- 1 高病原性鳥インフルエンザ等，重大事件発生時における，国民への説明，行政機関等への適切な助言等，迅速な対応，生産者が安心して農業経営を展開するための制度の拡充
- 2 地方自治体における食品衛生監視員の配置及び地方衛生研究所の検査体制整備にあたっての財政措置
- 3 食品衛生行政に関する規制を緩和するにあたり，食品の安全・衛生面の確保を優先に検討，実施
- 4 製造所の固有記号の届出制度の廃止
- 5 輸入食品について，輸入時の監視・検査体制の一層の拡充強化
- 6 健康食品について，明確な位置づけ及び基準の設定，並びに安全性評価指針の作成と，国内外等の健康食品に関する健康被害事例等の情報を収集，分析し消費者等に対する情報提供の推進
- 7 食品の安全確保のため，関係省庁が一体となった総合的な対策とこれらの安全性に関する情報提供

主な要望先：厚生労働省（医薬食品局食品安全部企画情報課，基準審査課，新開発食品保健対策室，監視安全課，輸入食品安全対策室）  
農林水産省（生産局畜産部食肉鶏卵課）  
内閣府（食品安全委員会事務局評価課，勧告広報課，情報・緊急時対応課）  
本件に関する連絡先：保健福祉局 保健衛生推進室 生活衛生課長 河村俊夫 TEL 075-222-3433  
産業観光局 農林部 農業振興整備課長 平嶋 誠 TEL 075-222-3352